

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部を改正する規程

四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程（平成22年四日市市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>こころの健康づくり専門スタッフ</u> <u>心の健康の保持増進に関する専門的な相談対応等を行うスタッフをいう。</u></p> <p><u>(職場復帰支援のフォローアップ)</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条で職場復帰が可と決定された職員（以下「復帰決定職員」という。）及び復帰決定職員が所属する職場の所属長に対して、職場復帰支援のフォローアップのため、こころの健康づくりスタッフによる面談を実施する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

2 復帰決定職員に対する面談は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 疾患の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の確認

(2) 勤務状況及び業務遂行能力の確認

(3) 治療状況

3 復帰決定職員が所属する職場の所属長への面談は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 疾患の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の確認

(2) 勤務状況及び業務遂行能力の評価

(3) 職場環境等の改善、管理監督者や同僚等への配慮等

第 1 1 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 2 条 (略)

#### 附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)